

令和7年度「くらしふとカンファレンス2026」運営業務委託仕様書（案）

長野県環境部ゼロカーボン推進課

本仕様書は、長野県（以下、「委託者」という。）が実施するイベント「くらしふとカンファレンス2026」の運営を受託する者が行う業務（以下、「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の名称

令和7年度「くらしふとカンファレンス2026」運営業務

2 業務の目的

2050ゼロカーボン実現に向けては、県内各地で脱炭素化等の取組を進めている実践者（以下「実践者」という）たちが出会い、コミュニティを形成し、その後も対話と共創を継続することで、各地で新たなプロジェクトやゼロカーボンアクションが継続的に生まれるようにする必要がある。

そこで、近年、県内各地で生まれている脱炭素プラットフォーム同士が、それぞれ直面している課題や有するリソース、実施している先進的な取組の内容を共有することで連携を深めるとともに、ゼロカーボンで豊かな地域づくりに取り組む県内外・産官学民の多様な実践者が集い、語らう機会（以下「イベント」という。）を「くらしふと信州※」が核となって設けることとする。

については、イベントの運営を円滑に行うとともに、開催の効果を高めるため、本業務を行うものとする。

※長野県ゼロカーボン社会共創プラットフォームの愛称。コンセプトや概要については、以下のくらしふと信州ホームページを参照のこと。

<https://www.kurashi-futo.shinshu.jp>

3 契約期間

本業務の委託契約期間は、契約締結日から令和8年3月27日までとし、委託業務完了報告書（成果品）の納期限も同日とする。当該成果品の提出があったときは、委託者は受託者の立ち合いの上、内容を確認し、支障ない場合にはその引渡しを受けることとする。

4 イベント概要

(1) 開催予定日

令和8年3月16日（月曜日）

(2) 開催予定会場

佐久市佐久平交流センター ホール（長野県佐久市佐久平駅南4-1）

※(2)は、(1)のうち、9時から17時までの間について、委託者において予約済みである。

(3) 登壇者及び想定参加者

＜登壇者＞県内外の実践者

※登壇者については、委託者が調整及び依頼を行う。

<想定参加者（ターゲット）>ゼロカーボン・プラットフォーム参加企業・団体、県内外の行政職員、くらしふと信州参加登録者、各連携拠点（県内コワーキングスペース、インキュベーション施設等）の運営者・利用者、企業の新規事業・サステナビリティ推進担当、地域おこし協力隊、気候変動に関心のある学生、個人 等

(4) 想定参加者数

200名程度（参加は事前申込制とし、参加費は無料とする。）

(5) 形式

<登壇者>原則対面

<参加者>オンライン配信・対面併用

(6) 当日プログラム案

ア 全体テーマ

各地域で生まれてきたゼロカーボンの取組や脱炭素プラットフォームをつなげ、県全域をフィールドにしながら共通の課題に対して一緒に学び、解決策を考える場をつくり、広域で連携や共創を進めるカンファレンス

イ 開催目的

- ・「くらしふと信州」と、県内外の各プラットフォーム、支援組織との連携を強化する。
- ・令和7年3月に制作した「くらしふとリサーチレポート※」を活用し、共創のカギをひも解く。
- ・脱炭素に関わる個人、学生、行政、NPO、企業など、多様な主体同士がコネクションを生む場を提供する。

※「くらしふとリサーチレポート」については、以下の記事を参照とのこと。

<https://www.kurashi-futo-shinshu.jp/column/2205/>

ウ スケジュール

<午前の部>

- ・長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しの概要説明
- ・全体セッション①「脱炭素まちづくりの事例から共創のカギをひも解く」
- ・参加者意見等の紹介①

<午後の部>

- ・脱炭素共創ピッチ、自己紹介イベント
- ・全体セッション②「長野県内のゼロカーボン・プラットフォームの取組」
- ・全体セッション②のテーマにおけるパネルディスカッション
- ・クロージングセッション
- ・参加者意見等の紹介②
- ・名刺交換会

<閉会後>

- ・交流会（50名程度）

エ その他

- ・イベント開催中は、別途指定する場所でパネル又はポスター展示を開催する。また、

参加者がいつでも取組やイベント募集等を発信できるスペースを設ける。

- ・ タイムスケジュールの各コンテンツの企画は委託者が行い、受託者に情報共有する。

5 業務の内容

本業務に係る運営及び付随する業務一式を委託する。具体的な委託業務の内容は以下のとおりとする。

(1) イベント周知のための広報・発信

企画提案に基づき、くらしふと信州公式ウェブサイトページに掲載する記事案を作成するとともに、多様な参加者を募集するための手法を検討し、県内外へ広く周知すること。

カンファレンスへの参加だけでなく、「くらしふと信州」の認知度向上及び参加登録者増加につながる仕掛けを検討し、実施すること。

(2) カンファレンス・交流会の運営

運営事務局を設置し、問合せ窓口、申込の受付、イベント運営に係る以下の業務を行う。

ア 備品の手配、使用会場側との連絡調整

イ 参加者の募集及び管理

ウ 事前準備、パネル又はポスターの募集、制作（15枚程度）

エ 司会者、手話通訳者等の手配

オ 会場の設営等

カ 当日の運営

キ 交流会の会場手配、運営（50名分）

ク 会場の撤収

ケ 経費の支払い

※登壇者、ファシリテーター、手話通訳者等への旅費・謝金及び会場使用料をはじめとした、カンファレンス開催に要する経費は、委託料により支払いを行うこと（旅費及び謝金については、県の規定に準じた額とすること。）。なお、委託料には委託者が指定する登壇者に支払う旅費及び謝金として、50万円を含めること。また、交流会の飲食会費は参加者負担とする。

(3) 運営及び参加者のゼロカーボンシフト

企画提案に基づき、開催にあたり排出される温室効果ガスのオフセット、使用物品や配布物の環境配慮製品の活用等を提案すること。

また、カンファレンスを通じて、参加者同士による新たなゼロカーボンイベントやアクションが生まれる工夫（パネル又はポスターの展示・発表、電子プラットフォームの開設又は現地に掲示板を設置する等により、参加者の意見・新規イベントのアイデア募集等）も合わせて企画すること。

(4) アンケートの実施、報告書等の作成及びイベント開催後の情報発信

ア アンケートの実施及び集計・分析

- ・ 実施の方法、質問事項等について、あらかじめ委託者と協議すること。

イ 記録及び報告書の作成

- ・ イベントの成果としてくらしふと信州公式ウェブサイトページ上で公開するため、

- 全体セッションのポイントを、グラフィックレコーディングを用いて可視化するとともに、発言内容、アンケート結果等を収録してまとめた報告書（A3カラー4面）を作成し、電子データで一式納品すること。
- ・ アーカイブとしてYouTubeに公開するため、イベント開催時間中のステージを1つの撮影機材で映像及び音声を記録し、当該データを提供すること。

6 成果品

委託業務完了報告書（様式任意）…1部

7 成果品の提出先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁6階
長野県環境部ゼロカーボン推進課

8 疑義

本仕様書に記載がない事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。

9 その他業務の実施のために必要な事項

(1) 個人情報の取得・保護・管理等

- ・ 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- ・ 受託者は、個人情報の保護について十分留意し、流出・損出を生じさせないこと。
- ・ 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

(2) その他

- ・ 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- ・ 本委託業務の実施による文章、画像、映像その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- ・ 本業務に係る広報物等の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者はその加工及び2次利用をすることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- ・ 納入される成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(3) 注意事項

- ・ 受託者は、本業務の事業目的を達成するため、効率的に運営すること。
- ・ 受託者は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、

速やかに委託者に連絡するとともに、必要な措置を講じること。

- ・ 委託事業に関する苦情等については、受託者が責任を持って対応すること。
- ・ 委託者は、本業務の処理について、受託者に意見を述べることができる。